

令和8年5月22日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

総務委員会

委員長 大桃 俊彦

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 高規格救急自動車の購入について
(2) その他

- 2 調査の経過 5月22日に委員会を開催し、上記事件について調査した。
高規格救急自動車の購入について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
その他で、下島地内宅地貸付料の債権放棄・不納欠損について、魚沼市財産処分実施要綱の一部改正について、旧クリーンセンター跡地残地部分の売却処分について、堀之内地域市有林地（旧慣使用地）に係る地元使用料の無償化について、ふるさと結寄附金の令和7年度実績について、中島地区集会施設の解体に係るアスベスト調査の実施について、魚沼インターチェンジ名称変更事業の実施報告・検証について、第5次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について、市が整備した光通信ケーブルの譲渡処分について及び消防本部へリポート他造成工事の進捗状況について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
また、今年度の行政視察について、委員長から連絡があった。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 高規格救急自動車の購入について

(2) その他

- ①下島地内宅地貸付料の債権放棄・不納欠損について
- ②魚沼市財産処分実施要綱の一部改正について
- ③旧クリーンセンター跡地残地部分の売却処分について
- ④堀之内地域市有林地（旧慣使用地）に係る地元使用料の無償化について
- ⑤ふるさと結寄附金の令和7年度実績について
- ⑥中島地区集会施設の解体に係るアスベスト調査の実施について
- ⑦魚沼インターチェンジ名称変更事業の実施報告・検証について
- ⑧第5次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について
- ⑨市が整備した光通信ケーブルの譲渡処分について
- ⑩消防本部ヘリポート他造成工事の進捗状況について
- ⑪その他

2 日 時 令和8年5月22日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 こめたろう、横山正樹、星野みゆき、大桃俊彦、高野甲子雄（志田 貢議長）

5 欠席委員 森島守人

6 説明員 桑原総務政策部長、桑原消防長、浅井総務政策部副部長、
五十嵐企画政策課長、橘管財課長、脇本総務課長

7 書 記 坂大議会事務局長、田口主任

8 経 過

開 会 (10:00)

大桃委員長 森島委員から欠席の届け出がありましたので、報告させていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

早速ですが、本日の会議を開きます。本日の会議日程は、配付のとおりであります。

(1) 高規格救急自動車の購入について

大桃委員長 日程第1、高規格救急自動車の購入についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原消防長 それでは、高規格救急自動車の購入について、説明いたします。本案は、議会の議決を要する契約予定価格が2,000万円以上の物品購入の契約条件に該当するもので、第2回定例会議会本会議の提案日即決とさせていただくための事前説明となります。本来であれば、入札を終え仮契約後の説明とするところではありますが、本案につきましては国庫補助金を歳入予算として計上しており、その補助金交付決定通知が4月21日であったことから最短で契約事務を進めておりますが、本委員会開催日に入札が間に合わなかったため、5月15日に行った入札公告を資料としているものです。(資料「高規格救急自動車の購入について」により説明)

大桃委員長 説明が終わりました。これから質疑に入りますが、本案件は6月の定例会の提案になりますので、事前審査にならないように質問のほうはお願いしたいと思います。

これから質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結いたします。本件については以上とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。

(2) その他

①下島地内宅地貸付料の債権放棄・不納欠損について

大桃委員長 日程第2、その他を議題といたします。まず、その他の①下島地内宅地貸付料の債権放棄・不納欠損について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、資料はございませんが、御説明をさせていただきます。本件につきましては、かねてより総務委員会におきまして御説明してきたところではありますが、下島地内に市が貸し付けた土地におきまして、その土地の借受人が死亡し、また相続人もいない状態で建物、居宅及び工作物が残置をされていた状況になっておりまして、周辺環境の悪化が懸念されていたこと、また借地料自体も滞納が続いているような状況であったものでございます。このため、当該建物等の収去をもって市有地の適正管理及び処分を進める上で、令和6年12月定例会におきまして当該土地の明渡しに向けた訴えの提起についての議決をいただきまして、令和7年2月に新潟地方裁判所長岡支部へ建物を収去して土地の明渡しを求める旨の訴訟を提起し、同年3月に市の主張を全面的に認めていただく形で判決をいただいたところでございます。

その後、昨年度、令和7年度でございますけれども、強制執行手続を完了させまして、建物のアスベスト調査、残置物の処分、それから建物の解体撤去を行わせていただいたところでございます。

なお、当該土地の借受人につきましては、死亡した際に借地料86万4,000円ほどを滞納しておったわけでございましたが、本市といたしましてはこれまでの一連の法的な手続を経たことから、このたび魚沼市債権管理条例第17条第1項第4号の規定に基づきまして、令和8年3月31日付で債権を放棄し不納欠損処分を行わせていただきましたので、御報告をさせていただきます。説明につきましては以上でございます。

大桃委員長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし)

質疑なしと認めます。本件につきましては、今まで総務委員会でもって取り上げてきました。最終的な法手続により不能欠損処分ができたということでありますので、本件については以上とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

②魚沼市財産処分実施要綱の一部改正について

大桃委員長 次に、②魚沼市財産処分実施要綱の一部改正について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、別添の資料により御説明をさせていただきます。020のファイルをお開きいただきたいと思います。(資料「その他②魚沼市財産処分実施要綱の一部改正について」により説明)

大桃委員長 説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。本件につきましても以上としたいと思いますが、今後の中で変化とか報告事項が生じた場合には本委員会に提出願いたいと思います。それで御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

③旧クリーンセンター跡地残地部分の売却処分について

大桃委員長 次に、③旧クリーンセンター跡地残地部分の売却処分について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 本件につきまして資料はございませんが、旧クリーンセンター跡地のJ A魚沼への売却について、御説明をさせていただきます。財産処分要綱の関係につきましては先ほど御説明したとおりでございますけれども、昨年この要綱に基づく入札を実施いたしました。前回の総務委員会で御説明申し上げましたように、2回目の入札実施まで応札のなかったこちらの旧クリーンセンター跡地についてでありますけれども、J A魚沼の雪室倉庫が隣接をしている関係上、現在J A魚沼に対して売買に向けた協議を行ってきたところでございます。J A魚沼からは、これまでの入札に応札いただけなかったことを踏まえまして、昨年2回目に提示した予定価格からは逆に金額を引き上げる方向で価格交渉を行ってまいりましたが、その結果、500万円で購入いただける運びとなりましたので御報告をさせていただきます。

なお、売買予定額が財産評価額を下回ることとなりますので、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして、契約に関する議案を次回の議会本会議に提出をさせていただく方向で調整を進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。本件につきましては以上でございます。

大桃委員長 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。本件につきましても以上としたいと思いますが、先ほどと同様に今後変化が見られましたら報告のほど願いたいと思います。また、本会議のほうでも報告があるということですので、以上とさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたします。

④堀之内地域市有林地（旧慣使用地）に係る地元使用料の無償化について

大桃委員長　次に、④堀之内地域市有林地（旧慣使用地）に係る地元使用料の無償化について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　それでは、ファイルの030の①と②になりますけれども、こちらをお開きいただきたいかと思えます。

市内にございます山地ですとか林野につきましては、昔から建築資材やまき燃料となる木材のほか、山菜やキノコといった食材などの資源を有することから、古来より集落を中心とした単位の地区の共有地として地元住民が利用してきたところが多くございます。本市でも、地区住民の複数人で構成する記名共有地ですとか、認可地縁団体の名義で登記をされている山林も多く見られるところであります。

その一方で、実態は地区住民が使用する集落の共有地としていながら、登記簿上の所有者名義を魚沼市あるいは合併前の旧町村名としている、いわゆる旧慣使用地も市内に存在をしておりますが、この旧慣使用地については町・村の土地であることから合併前の時代に林野条例をそれぞれ制定をし使用料を規定してきたところでもございまして、今ほど申し上げた集落による旧慣使用権に配慮して旧堀之内町以外にあってはそれぞれ合併前の村において議決をいただいた上でその使用料を無償としてきたところでもあります。

しかしながら、旧堀之内町につきましては、山林の使用権を持たない自治会がございましたので、そういったところに配慮してこうした旧慣使用地となっている町有地であっても使用料を徴収をしてきたということでもございますが、近年、山林資源の採取者ですとか、地元の方でこうした利用をされる方が減少してきたこと、また他の地域との公平性といったところを鑑みまして、地元の自治会側から無償化を求める声が寄せられている状況にございます。

このため、堀之内地域における市有林の使用料につきましても、他の地域の取扱いと同様に無償化とする方向で、現在事務作業を進めておりますけれども、これには地方自治法第238条の6第1項の規定によって議決が必要となることから、次の議会本会議においてこのことに関する議案を提出させていただくこととさせていただきます。

詳細につきましては、資料を基に管財課長から補足をさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

橘管財課長　本件につきまして、今年の4月に該当する堀之内地域の嘱託員会議に伺いまして、この件について御説明を申し上げたところでございます。その後、各該当地区から、この方針につきまして特段の異議なしという御確認が取れましたので、今後6月の議会に提案をさせていただくという流れで進めさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

大桃委員長　説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思えます。質疑はございませんか。

星野委員　1月23日の総務委員会における説明では、集落への説明が5月に予定しているということでしたけれども、その説明会がこの資料の今後の予定に書かれておりました「4月の嘱託員会議にて説明会」という、ここの部分に当たるということでもよろしいでしょう

か。

橘管財課長 当初5月ということで予定をしておったわけですが、堀之内の囑託員会議が4月の下旬に実施されるというところで、こちらにお邪魔をさせていただきますして御説明をさせていただきました。

星野委員 その説明会で皆様から納得していただいたのか、また質問等はなかったのか、いかがでしょうか。

橘管財課長 4月23日以降、5月8日を持ちまして、この方針に異議がある地区につきましては担当する管財課に御意見、希望等を申しつけていただきたいということで、期限を設けた中では各該当地区につきましてこの方針に異議があるというところはございませんでしたので報告させていただきます。

星野委員 説明会での質問はなかったということでよろしいでしょうか。

橘管財課長 4月の説明会においては特段の意見はございませんでした。

星野委員 皆さんに理解していただいたということでもありますけれども、合併してからの20年間、堀之内地域のみがその使用料を払ってきたということになると思いますが、約20年間の過年度分に対する考えをお聞かせください。

桑原総務政策部長 この旧慣使用地の取扱いにつきましては、合併の調整事項によりまして、「慣習による使用地については権利関係を明確にし、新市に引き継ぐ」とする内容で魚沼市に引き継がれたものでございます。したがって、これについての取扱いについても従来調整がなされないままきたわけだったんですが、先ほど説明させていただきましたように、地元の区長からこれに対する疑義が最近寄せられたということがありまして、改めて調整を進めたということでございます。そのため、今まで旧堀之内地域内でそのことに対する取扱いについての疑義ですとか改善を求める声がありましたら、こちらのほうでも検討を進めたといったところもございましたけれども、こちらがそういったところ全く寄せられていなかったことから検討が進まなかったものということで認識をしております。

星野委員 条例の部分についてはですけども、魚沼市林野条例の部分に対しての改正とかは特段ないのでしょうか。

桑原総務政策部長 条例自体の改正はなく、対応できるものということで考えております。

星野委員 今後の予定の中で、6月定例会に議案提出予定、集落への周知は7月に予定しておりますけど、この周知方法だけ最後聞かせてください。

橘管財課長 6月の議会終了後、各関係地区の長に対しまして本議案につきまして了解をいただいたという旨、令和8年度の歳入をこれをもって行わないという通知を行う予定であります。

大桃委員長 ほかにございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件につきましても総務委員会で取り上げてきた内容であります。そして、数字的には使用料が今年度から無償化ということでありますので、本件については以上としたいと思いますが、また今後何か起きましたら報告のほど願いたいと思います。本件についてはそのように決定させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。(異議なし) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。

⑤ふるさと結寄附金の令和7年度実績について

大桃委員長 次に、⑤ふるさと結寄附金の令和7年度実績についてということで、執行部に説明を求めます。

浅井総務政策部副部長 それでは、令和7年度分のふるさと結寄附金の実績見込み額について御説明いたします。(資料「その他⑤ふるさと結寄附金の令和7年度実績について」により説明)

大桃委員長 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

こめたろう委員 説明ありがとうございました。寄附金の実績としまして令和6年と令和7年が上がっておりまして、令和7年の実績を見させてもらいますと、納税サイトですね、JREでしたりとかauのサイトが追加されたかなと思うんですけども、各サイトの手数料というのはどうなっているのか伺います。

浅井総務政策部副部長 手数料についてはそれぞれのサイトごとで異なっていると思うんですけども、すみません、私が手元に資料がないものでお答えできかねますが、恐らく各サイトで寄附額の10%前後の委託料をお支払いしているかと思います。

こめたろう委員 サイトによってパーセンテージというのは違うとは思いますが、基本的に全部出来高制といいますか、その売り上げに対しての手数料という認識でよろしいのでしょうか。

浅井総務政策部副部長 基本的に寄附金額に対するパーセンテージという契約だったように記憶しております。

こめたろう委員 承知しました。基本料金みたいなものはあるのでしょうか。例えば一定の売り上げにつながらなくても幾らは支払わないといけないですとか、例えばその基本料金プラス売り上げに対してまたさらにお支払いするとか、そういったものはありますでしょうか。

浅井総務政策部副部長 すいません、手元に資料がなくてはっきりとは言えないんですが、私の記憶ではそういった基本料金というものはなくて、あくまでも寄附金額に対するパーセンテージだったと思っております。

こめたろう委員 承知しました。そういった設定であるという前提でお話しさせていただきますと、例えば楽天ですとかふるなびというところがシェアが大きいとは思いますが、いろんなサイトに展開していても手数料だけ、ほかのサイトのシェアが少なくても手数料だけ余分に払ってしまうみたいなことはあまりないということで、展開する分には費用的な損はないという認識でよろしいのでしょうか。

浅井総務政策部副部長 委員お見込みどおりだと考えております。

横山委員 令和6年、7年度の比較で令和7年度の落ち込みということはよく分かりました。令和の米騒動がもろに寄附金に影響したのかなと思っています。結果は結果ですののでしっかり受け止めることが大事かと思うんですが、令和8年度、今年度ですよ、例えばこの令和7年度のことから魚沼産コシヒカリのイメージダウンというのが、私はあったんじゃないかなと思います。例えばおいしさはおいしい、ただ高いということと不安定であるということと、ほかの県も米はおいしくなっているし、いろんなものが出てきており、対抗することができるかどうか。その辺について今年の見通しというのでしょうか、どのように考えているのか。

併せて、生産なんかもこれからですから、天候との関わりがあるわけでそれは不確定と

しても、今後のこれに対する行政としての対応をどのようにしていくのか、お聞かせください。

浅井総務政策部副部長　確かに、この寄附件数の減少から見ると、やはり魚沼市産コシヒカリは価格が高価格帯ということもあって、それが敬遠された一番の理由ということは考えられるのですが、かといって価格を引き下げるとするのはそれぞれの事業者において決定するものでありますし、市のほうが幾らで売ってくれというのはなかなか言うことができない。また、ふるさと納税だけではなくて、ほかの米の生産をして販売している方もいるわけで、そこの影響というのも考えなくてはいけないのかなと思います。

米以外の返礼品で何か爆発的に選ばれるようなものが出てくると、またふるさと納税もかなり影響が違ってくるんだろうなとは思いますが、現状ではやはり魚沼市産コシヒカリが一番の特産品だと考えております。一昨年から行っておりますシティープロモーションで、魚沼市産コシヒカリ、全国的に周知をしておるところですので、またそういったものを利活用しながら魚沼市産コシヒカリのイメージアップに努めていきたいと考えております。

横山委員　業者が価格を決めているということではありますが、業者が例えば少し値段を下げるとか、そういうことは業者ができるということなのか、その辺について伺います。

浅井総務政策部副部長　返礼品の価格設定については、それぞれの事業者が独自に設定しております。私がこの4月に地域創生課に来てからも幾つかの事業者で価格設定を低くしているというところは見受けられるところです。

横山委員　その辺は多分これから業者のほうも、令和6年度のときの件、それから令和7年度、さらには米の高値等々のいろんな変動に業者が対応していくことが、逆に言うと魚沼産コシヒカリを安定してふるさと納税の一番頭として出すことが可能だということで、その辺のところの皆さんとの相談会じゃないですが打合せとか、そういうようなことは市として行っているんでしょうか。

浅井総務政策部副部長　返礼品の事業者とは事業者に対する説明会を毎年行っておりまして、今年度もまたこれからなるんですけれども、その中で、価格のことを直接的に下げてくださいとはなかなか言いづらいとは思いますが、事業者との話し合いは行うということで予定しております。

横山委員　高くとか下げるとかということよりも、こういう実態と結果があって今後恐らく自分たちや事業者にも安定したお金が入るためには、価格にやはり敏感になってお互いがやっぱり連携を取らないといけないという部分は認識してもらえるとまた違うのかなということと、その説明会については、やはり市として分析したことをしっかりと提示していただければなと思います。

あとプラスですね、米だけではなくてそれに関わる、例えば米づくりの体験がそこに付加されるとか、また通年魚沼市で体験ができるとかという、そういう次の関係性につながるような説明というんでしょうか、業者への取組を促していただければそれはそれとしてまたいいのかなと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

浅井総務政策部副部長　米の返礼品としての出荷の落ち込みというのを、事業者が多分一番よく分かっているかと思います。それについては、今回令和6年度、令和7年度の比較、非常に大きな差があったということですので、今ほどの説明した内容については説明会で

も事業者に対して説明したいと考えております。

あと、農業体験の関係ですけれども、ふるさと納税についても制度全般的にもう返礼品競争というようなところから、関係人口を増やすというか、市町村を本当に応援したいというような制度に今向かっているような、国もそういうふうに向かっているんですけども、そういうふうに向かっていると考えております。私どもも農業体験ですとか、体験型の返礼品というのはこれからどうしても必要だなということで考えておまして、今実際のものずき村で前の地域おこし協力隊であった米本さんが農業体験の事業を行っております。そういったところがうまく軌道に乗ってくれば、ふるさと納税の返礼品としてまた協力いただけるのかなとは考えております。

あと、ほかの事業者で農業体験を返礼品としてやっていただけるという話は今のところないんですけれども、またその説明会のところでそういったお話をしていきたいなと考えております。

横山委員　今お話があった体験型のものは、私もこれから需要が伸びるのではないかなと思っています。大滝義隆と私は今組んでやっているんですが、実は明日、10人ほど関係人口の関係で大学生と企業の人たちが体験に来て、23日、24日に2日間やる予定ではあります。年間を通した農業体験を今企画しているところですが、それはふるさと納税に関わっているかどうか分かりませんが、でもそんなところがこれから必要かなと思っています。

最後に1点聞かせてください。ふるさと納税でお米を買ったお客さんと事業者とうまい関係ができると、ふるさと納税をしなくて直接売買をしている、そんなケースがもしあれば、私はそれはもっと大事なかなと。ふるさと納税で確かに市に納税が入る、それも大事なんですが、ふるさと納税をした、おいしかった、次から直接業者と米を買い付けて売買している、それが長くつながってくればそれはそれとしてまた需要が伸びているんだと。その辺のところはつかんでいるかどうか。

浅井総務政策部副部長　返礼品の事業者が自分のところのお米を発送する際に、自分のところのチラシを入れることも認めておりますので、ふるさと納税にかかわらず直接の売買というのはあると思っています。それがどれくらいあるのかというのは数字は把握できませんけれども、横山委員の言われるとおり、あくまでもふるさと納税として市にお金をいただけるのはありがたいんですけれども、そうではなくてやっぱり魚沼市産のコシヒカリをいかに売っていくかというのが一番大事なところなのかなと思っていますので、それがこの先もふるさと納税にかかわらず魚沼市産コシヒカリがどんどん全国の皆さんに消費していただけるようになればありがたいなと思っています。

横山委員　私もそう思います。ふるさと納税が何年続くか分からないと考えたときには、米づくりはずっと続くわけですので、顧客と事業者がうまくつながって、それがずっと伝わっていくという一つの基盤づくりにもなるのかなと思います。しっかりとまたその辺のところの状況を把握しながら、ふるさと納税の返礼品としての米づくり、それから体験型をうまく組み合わせさせていただきたいと思っています。以上です。

こめたろう委員　最後に一つお願いいたします。納税額の変動が令和6年の米騒動からの令和7年米不足があってということでしたけれども、本市のこの数字というのは表を見れば分かるんですけど、自治体ごとにほかはどうだったというのは、なかなか最新の情報は他自治体のことは調べられなかったんですけども、例えばサイトごとに、今年のとふ

るの米部門ではこういった動向でしたというようなレポートみたいなものはあったりする
んでしょうか。もしあれば教えていただきたいです。

浅井総務政策部副部長 サイトごとにそういったデータはあると思うんですが、今私の手元
にありませんのでお答えすることができません。

大桃委員長 ほかにございませんか。(なし) 質疑はないようでありますので、本件についま
しては令和7年度の実績の報告でありますので、以上とさせていただきたいと思ひます。

御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

⑥中島地区集会施設の解体に係るアスベスト調査の実施について

大桃委員長 次に、⑥中島地区集会施設の解体に係るアスベスト調査の実施についてという
ところで、執行部に説明を求めます。

浅井総務政策部副部長 それでは、中島地区集会施設の解体に係るアスベスト調査の実施に
ついて、御説明いたします。こちら資料がございませんので、口頭での説明ということで
お願いいたします。

中島地区では、新ごみ処理施設建設に伴う地域振興交付金及び集会施設建設費等補助金
を活用して、令和8年度に新たな集会施設を建設することとしております。現在の集会施
設、中島多目的集会センターは市有施設であり、新しい集会施設建設後は不要となるため
令和9年度に市が解体工事を行う予定であり、令和8年度の当初予算には解体工事設計業
務委託料を計上しております。当初予算要求の際に、地域創生課の担当者は解体工事に伴
うアスベスト調査の実施が必要だということを理解しており、アスベスト調査を含めた設
計業務の参考見積りを業者に依頼をしておりました。依頼した業者からは設計業務とアス
ベスト調査が別々の用紙で見積書が提出されましたが、担当者は設計業務の見積書にアス
ベスト調査分も含まれていると思い込んでしまい、設計業務分の金額により予算要求をし
たことによりアスベスト調査分が不足するという事態となってしまいました。建築物の解
体を行う場合は、石綿等の使用の有無の調査が必須であるため、6月の補正予算でアスベ
スト調査委託料を追加計上させていただき予定としております。当初予算要求時の思い込
みと確認不足により当初予算に不足が生じてしまうという事態となり、大変申し訳ありま
せんでしたがよろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

大桃委員長 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし)
質疑なしと認めます。本件につきまして以上としますが、調査の結果いかんによっては
また報告がありましたらお願ひしたいと思ひますが、委員の皆さん、それでよろしいでし
ょうか。(異議なし) そのように決定いたしましたのでよろしくお願ひいたします。

⑦魚沼インターチェンジ名称変更事業の実施報告・検証について

大桃委員長 次に、⑦魚沼インターチェンジ名称変更事業の実施報告並びに検証について、
執行部に説明を求めます。

五十嵐企画政策課長 魚沼インターチェンジ名称変更事業の実施報告・検証について、お願
ひします。資料は050のファイルを御覧ください。

説明に入る前に、資料を見直しましたら入力の変換ミスですとか、編集の際の文字切れなんかがありまして、説明が終わりましたら後ほど差替えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。(資料「その他⑦魚沼市インターチェンジ名称変更事業の実施報告・検証について」により説明)

大桃委員長 ありがとうございます。質疑に入る前に、しばらく休憩をさせていただきたいと思います。

休 憩 (11:06)

再 開 (11:15)

大桃委員長 それでは、休憩を解き再開したいと思います。執行部からの説明が終わりました。これから質疑を行いたいと思います。質疑がございましたらお願いします。

星野委員 最後のまとめと、今後についてのところです。「1年間という短期間のデータのみで名称変更の効果を断定することは困難なもの」と記載がございますので、また今後このような検証を引き続き行っていくのか伺います。

五十嵐企画政策課長 今回は1年後でしたので、3年後、5年後あたりでもう一度というふうに今考えております。

星野委員 インターチェンジ名称変更事業、予算上の事業は終了したということだったと思うんですけども、今後企画管理事業で計上しているというお話でありました。今後の主な取組とかがあれば伺います。

五十嵐企画政策課長 企画管理事業で計上しているのは、インターチェンジの名称変更だけではなく、令和6年から実施しているシティープロモーションの関係の経費を計上しております。そこでは、先ほどふるさと納税のお話もありましたけれども、その増加を目指すものですとか、観光誘客の増を目指すものですとか、関係人口の増を目指すもの。それから、移住定住につながる取組も進めたいと思っております。この名称変更につきましては、名称変更したから何かはすぐ変わるといったものではないと思っております。これが本市に興味を持ってもらうですとか、来訪の意向を高めてもらうという一つのきっかけになっていると思います。それを生かす取組というのは計画して、企画管理事業にかかわらずその事業を継続していくとまた効果が上がってくるのではないかと考えております。

星野委員 分かりました。アンケートの中の項目にあったのかちょっと分かりませんが、魚沼というインターチェンジの名称を変更して、魚沼の何を目的にどこに訪れたのかという、そういったことは回答はあったのでしょうか。どこに一番訪れたかという話です。

五十嵐企画政策課長 今回の委員の御質問については、項目は設定をしておりません。

星野委員 3年後か、5年後にはぜひ入れていただきたいなと思います。以上です。

横山委員 魚沼インターチェンジ名称変更の報告書のほう、よくまとめられてたなと思っております。端的に言うと、最初3億円の経費で16億円の効果を生み出すということでスタートしたのが、結果的には3分の1の1億円で11億円の経済効果ということで、中身的には市の持ち出しが1億円で約10億円の効果が出てきたことは、私は成果が出ているんだろう

など評価したいと思います。

ただ、先ほど星野委員が言ったように、今後どうするのかといったときには、やはり3年後、5年後の検証がまた大切かなと思います。そのためには、名称変更したからお客が増えるわけではありません。これをきっかけに、やはり魚沼市の魅力を地元がどう再発見してそれをどう売り出すかという、そこが一番大事であって、まだまだ人ごとになっているところが多いと思いますので、我が事と考えながら何とかみんなで頑張っていこうという、そんな雰囲気づくりを企画政策課のほうでしっかりとさせていただければありがたいなと考えています。いかがでしょうか。

桑原総務政策部長 インフラとしての整備は行政がここまで行いましたので、今後は委員がおっしゃるようにやはり市民、それから事業者の皆さん方がこれを使ってどれだけ儲けたい、稼ぎたいという、そういったところにシフトして意識を持ってもらうかということになるかと思います。その部分は、これからまた事業者の皆さん、市民の皆さんから頑張りたいと思っています。

志田議長 今回の魚沼インターチェンジの名称変更の事業に関しまして、全国からも恐らく注目されていると私は思っていたんですけど、そういった意味でほかの全国の自治体から問い合わせや行政視察に行ってみたいとか、そういう問い合わせがあったのかどうなのか、教えていただきたいと思っています。

五十嵐企画政策課長 問い合わせにつきましては、令和6年ぐらいかな、数件ありました。それから視察に実際に来られた方は2自治体ありました。以上です。

大桃委員長 ほかにございませんか。(なし) ないようですので、質疑を終結いたします。本件につきましては、先ほど答弁がありましたように、3年、あるいは5年のうちにまたデータを積み上げて報告するという考えでいるかと思います。今日の質問の内容でいろいろ出てきましたけれども、この1年間を通しての検証結果の報告をいただきましたが、その中で肯定的な発言と、それから否定的な発言の部分が随分ありますので、特に否定的な発言のところを考慮しながらまた進めていっていただきたいということをお願いさせていただきまして、本件については以上とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし) 異議がないようでありますので、そのように決定いたしました。よろしくをお願いします。

⑧第5次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について

大桃委員長 次に、⑧第5次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について、執行部に説明を求めます。

五十嵐企画政策課長 第5次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について、説明をいたします。資料は060のファイルになります。そちらを御覧ください。(資料「その他⑧第5次魚沼市男女共同参画推進計画の策定について」により説明)

大桃委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これにつきましては、今後の予定というところでも説明あるいは計画がありますので、引き続き調査をするということで御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

⑨市が整備した光通信ケーブルの譲渡処分について

大桃委員長 次に、⑨市が整備した光通信ケーブルの譲渡処分について、執行部に説明を求めます。

五十嵐企画政策課長 市が整備した光ファイバケーブル等の譲渡について、資料の説明をいたします。(資料「その他⑨市が整備した光ファイバケーブル等の譲渡について」「その他⑨別紙1_光ファイバケーブル等整備エリア図面」により説明)

大桃委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。本件につきましては、6月定例会に提案がありますので、引き続き調査するという事で御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

⑩消防本部ヘリポート他造成工事の進捗状況について

大桃委員長 次に、⑩消防本部ヘリポート他造成工事の進捗状況について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長 それでは、ヘリポート造成工事の進捗状況について説明いたします。資料は080になります。(資料「その他⑩消防本部ヘリポート他造成工事の進捗状況について」により説明)

なお、エコプラントヘリポートにつきましては、新ごみ処理場の建設準備に伴い5月31日をもってヘリポートの稼働を終了いたします。以上、説明を終わります。

大桃委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。本件につきましては、引き続き調査をするということで御異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

⑪その他

大桃委員長 これで今日の内容は全て終わりましたが、ほかに執行部から報告事項はございませんか。

五十嵐企画政策課長 先ほど議長のほうからインターチェンジの名称変更に関して視察の受入れの御質問がありましたが、私は2自治体と答えたんですけれども、3自治体の間違いでしたので訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

大桃委員長 ほかに執行部からありませんでしょうか。(なし) ないようですので、委員の皆さんからほかに執行部に対して御意見、御協議はありませんか。

星野委員 先月の全員協議会で聞けばよかったんですけれども、アクシオムスキー場の林野火災について、少し伺います。まず、消火活動に従事されました地元消防、消防団を初め関係機関の皆様にご感謝を申し上げます。今回、市外、県外からたくさんの応援をいただいたわけなんですけれども、地元消防団を含め今回どれくらいの費用弁償が発生したのでしょうか。

桑原消防長　今回の費用につきましてですけれども、まず消防団につきましては出動報酬といたしまして、2日間延べ人数300名、148万1,000円。消防本部なんですけど、県内応援を今回新潟県広域消防相互応援協定という協定に基づいてやったわけなんですけれども、その協定の中では食糧費と宿泊に伴う経費、燃料補給部分については応援を依頼した自治体で賄うというような協定になっております。

それを踏まえまして、今回県内応援の処遇についてでありますけど、10本部43名にこの2日間活動していただきましたので、食費について16万1,000円、燃料補給代4万2,000円ということで、県内応援は合計で20万3,000円の経費負担となっております。このほかに、生コンクリート組合でも水を運んでいただきました。全部で10台分となっておりますが、その経費のほうが60万9,000円となっております。今申しました経費の合計といたしまして、229万3,000円となっております。以上になります。

星野委員　長野県からヘリコプターが応援に来たと思うんですけど、この辺の部分というのは特段市は関係ないということでしょうか。

桑原消防長　長野の防災ヘリに来ていただきましたが、それについては経費は特にかかっておりません。

星野委員　今回についての補正予算の予定はあるのでしょうか。

桑原消防長　今回の経費につきましては、次回の定例会で補正を行う予定になります。

星野委員　昨年12月の定例会で火災予防条例の一部改正がされましたけれども、これは罰則云々ということではなかったわけですが、基本野焼きは犯罪だというふうに私は理解しておりますし、普段の広報活動でもそういうように市民の皆様伝えております。岩手県の大槌町の林野火災をはじめ、昨今大規模な林野火災が続いておりますが、全国的に林野火災で罰則を受けたような事例があるのか、もし分かれば伺います。

桑原消防長　委員おっしゃるとおり、全国でもかなり大規模な林野火災が発生しております。原因の約9割は人為的なものと言われておりますが、実際にそれに対しての賠償とか、そういう細かい情報というのは、すみません私どもは把握しておりません。

大桃委員長　ほかに委員の皆さんから執行部に対してございませんでしょうか。(なし)

ないようですので、私のほうから1点ですが、連絡させていただきます。議員の皆さんには事務局からも連絡がありましたが、今年度の行政視察についてであります。行政視察の内容が決定しましたので、視察先への質問事項等がありましたら今月中ということで、時間もあまりないんですけれども、私まで報告願いたいと思います。私のほうでまとめて事務局に提出しますのでよろしくお願います。総務委員会のみならず、他の常任委員会の行き先についても質問等ありましたらお願いしたいと思います。私からは以上です。

ほかに協議事項等、皆さんからないでしょうか。(なし) ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の作成につきましては、私に一任願います。本日の総務委員会はこれにて閉会といたします。

閉　　会（11：48）

総務委員会

委員長　大桃　俊彦